

令和5年度  
文化庁日本語教育大会（WEB大会）

# 文化庁における日本語教育施策について

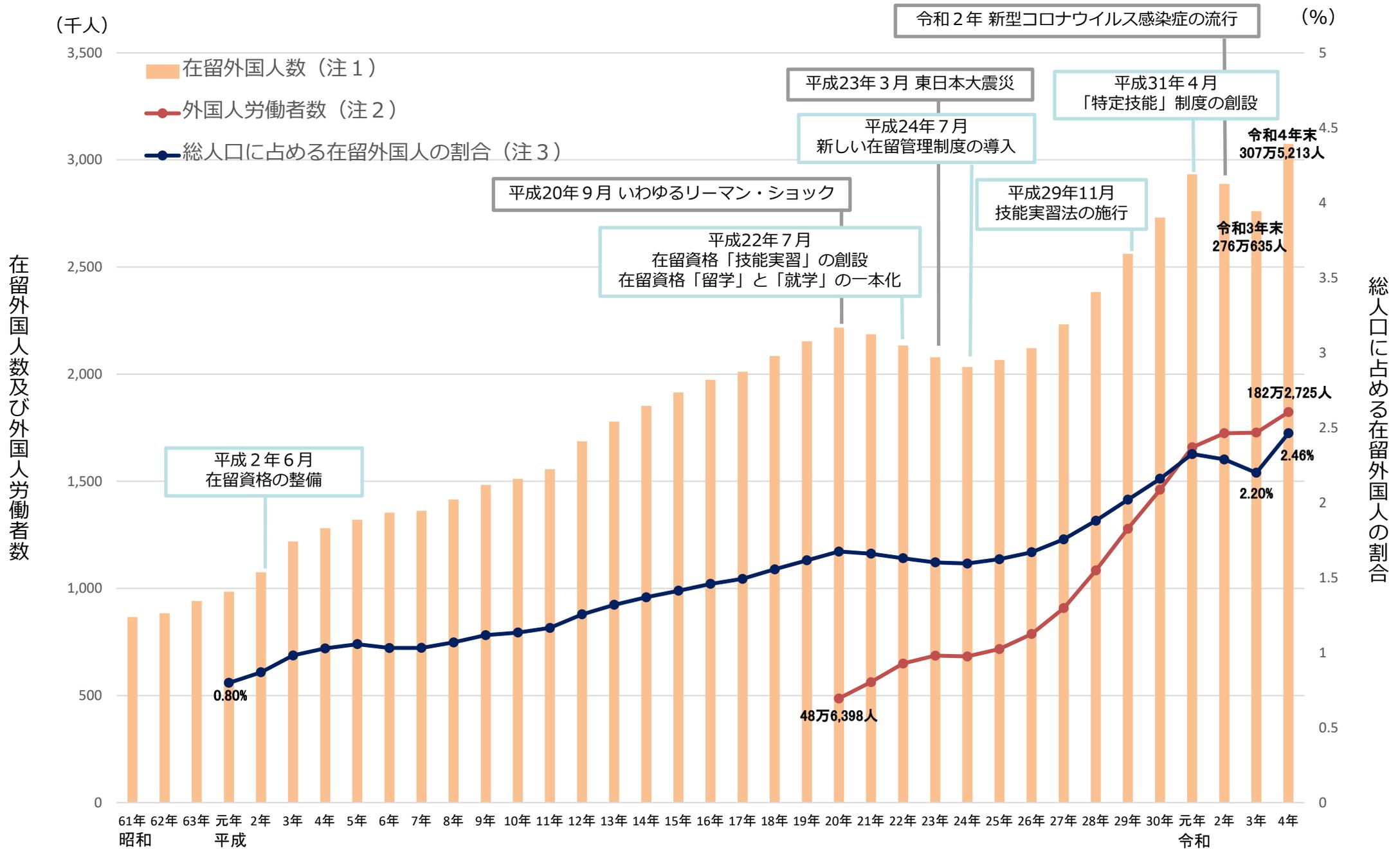


Japanese Language Education

文化庁国語課

# 在留外国人数及び外国人労働者数の推移

(出典) 出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生釈迦実現に向けた取組」



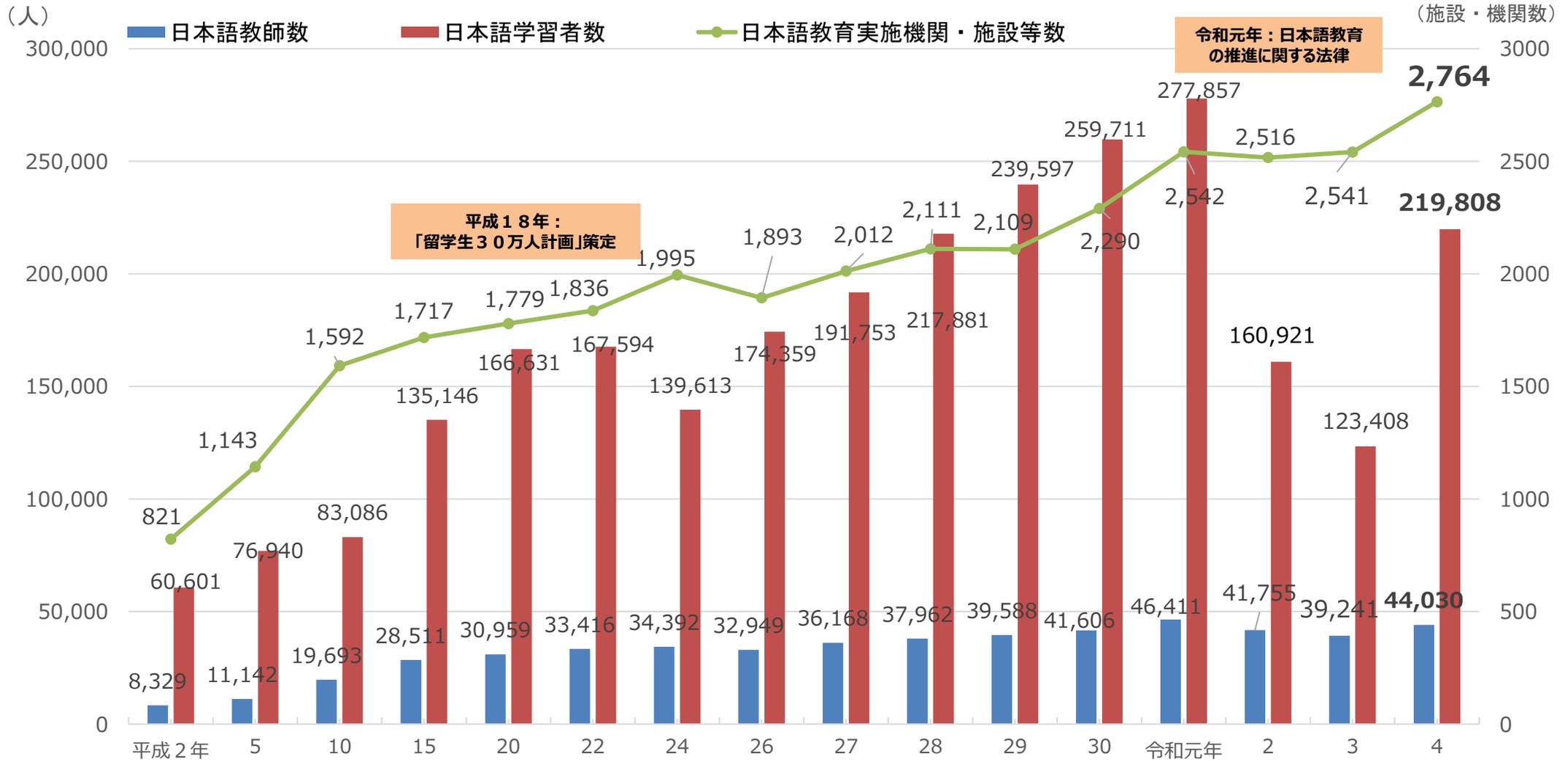
(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。  
 (注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)  
 (注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

総人口に占める在留外国人の割合

在留外国人数及び外国人労働者数

# 国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）している。



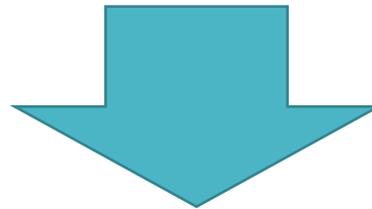
※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

## 課題

【共通課題】（留学生、就労者、生活者）

日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- ・ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ・ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準等について正確・必要な情報を得ることが困難
- ・ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分
- ・ 地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況
- ・ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要



## 方向性

- ◆ **新たな法案検討**：学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- ◆ **制度実現に向けた取組推進**：希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進

# 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

## 趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

## 概要

### 1. 日本語教育機関の認定制度の創設

#### (1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

#### (2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

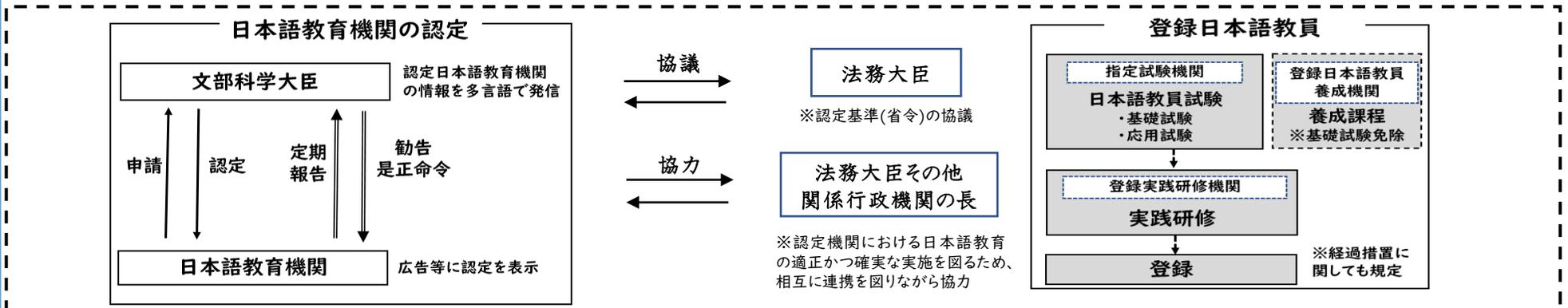
#### (3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

### 2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。

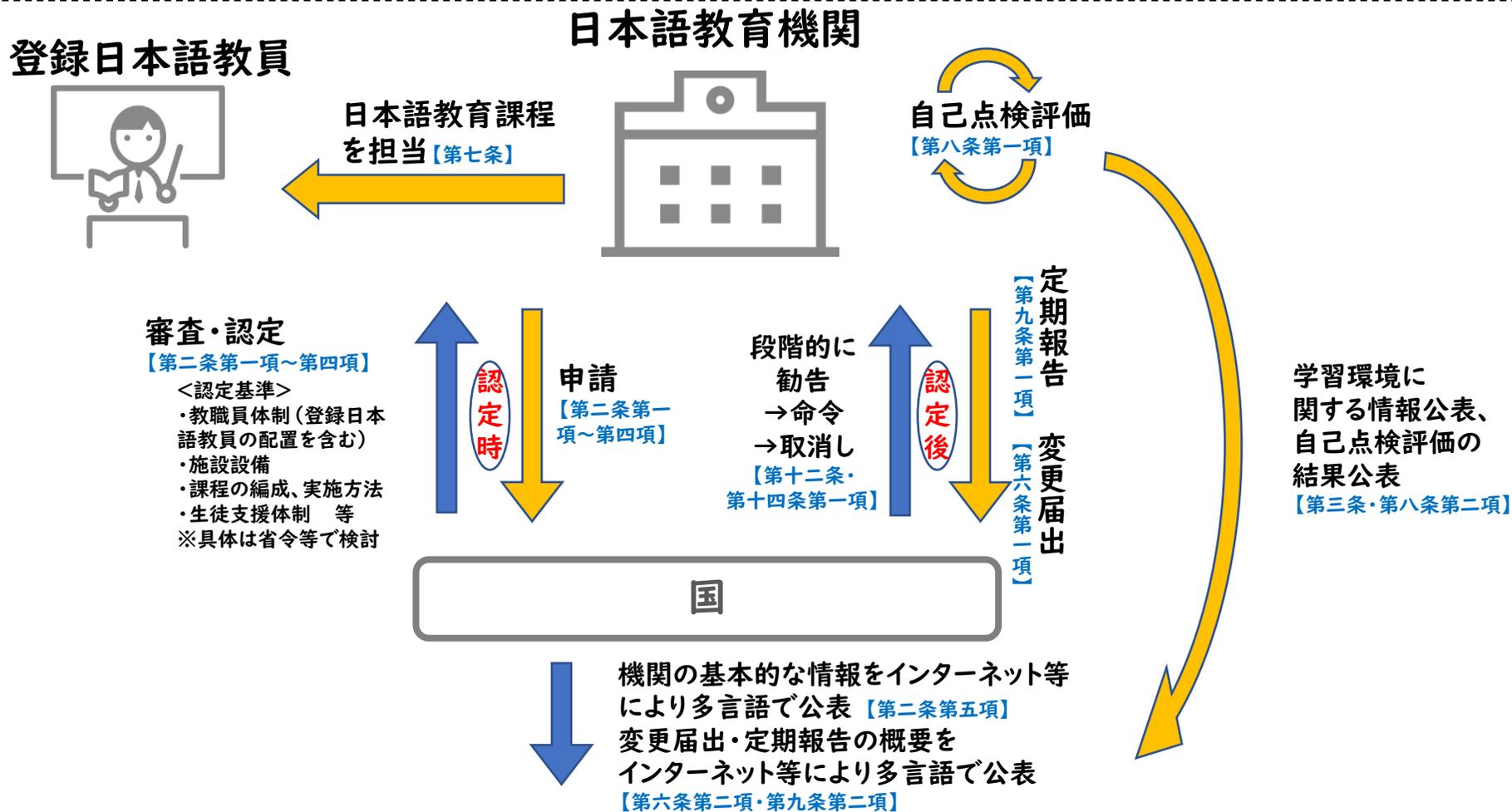


## 施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

# 認定日本語教育機関制度の概要

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。



社会（日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等）

# 国家資格「登録日本語教員」への期待

**合格**  
日本語教員試験  
日本語教育を行うために必要な知識及び技能を判定する試験



**修了**  
実践研修  
日本語学習者を対象とした教育実践経験を通して日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得



登録・申請

**登録日本語教員**



## <キャリア形成>

- 日本語教育機関における
    - ・研修体制の構築
    - ・研修支援
    - ・多様な職位の設定
  - 自律的、継続的な研究と修養
  - 専門職ネットワークの構築による
    - ・日本語教育のノウハウの共有
- など

## <活躍の場>

認定日本語教育機関  
(留学・就労・生活)

小・中・高等学校  
(指導補助または指導)

認定日本語教育機関以外の  
日本語教育を行う機関やサービス  
(就労者、生活者、難民・避難民等)

海外における日本語教育を行う機関・サービス等

## <担う役割>

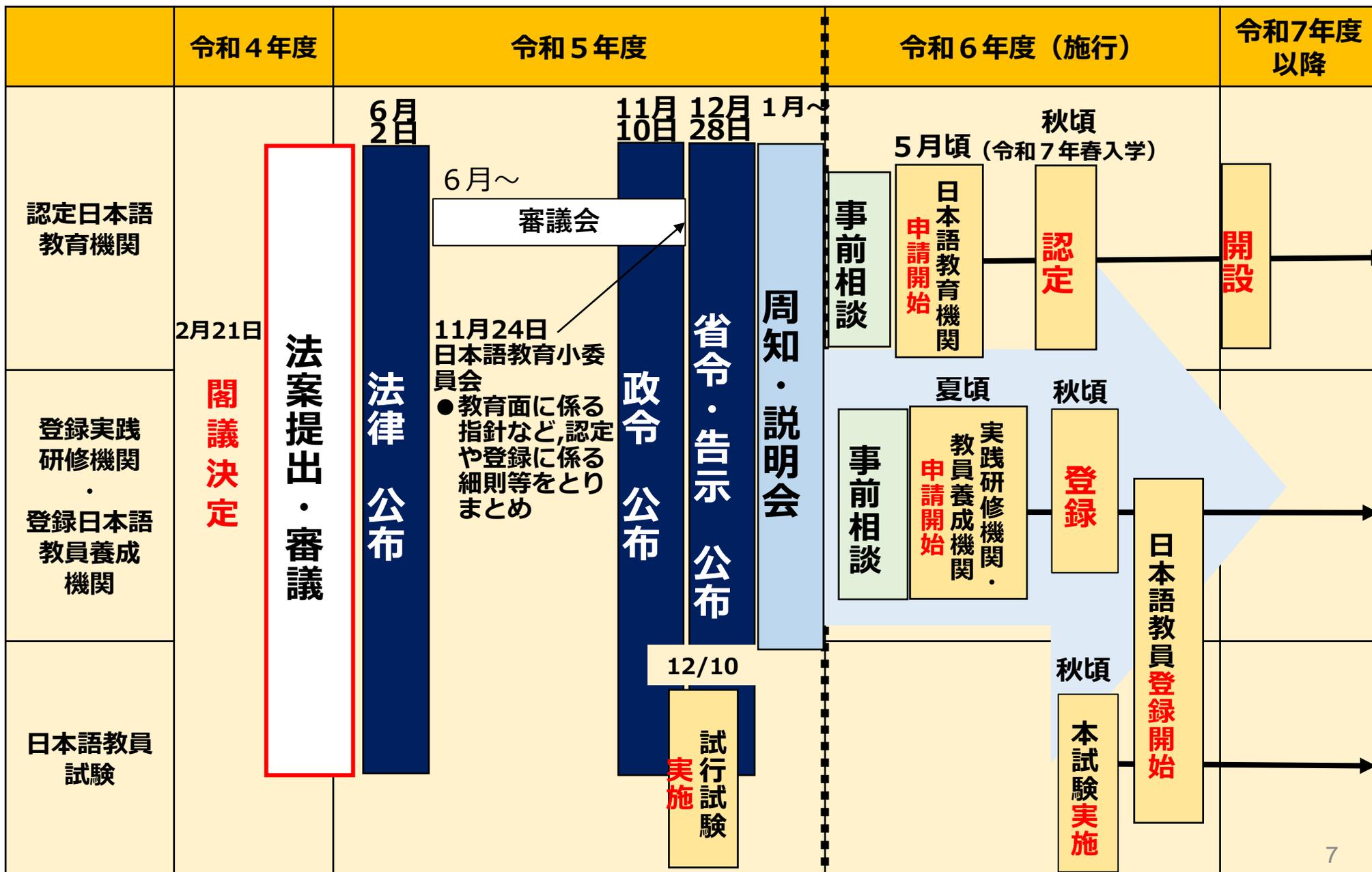
- ・ 日本語の授業の実施
  - ・ 学習者の能力や学習成果の評価
  - ・ 授業科目の設定やシラバス作成
  - ・ 教育課程の企画・編成や実施
  - ・ 日本語教育関係機関等との連携・コーディネート
  - ・ 日本語教員・コーディネーターの養成
- など

## <発揮する専門性>

- ・ 学習者の特性や状況、学習ニーズを踏まえた教授法・教材の選択・開発
  - ・ 「日本語教育の参照枠」に基づいた学習者の日本語能力の評価
  - ・ 学習者の社会参加を促進するための教室活動のデザイン
  - ・ ICT等の多様なツール、リソースを活用した教育実践
  - ・ 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者への理解や尊重の態度
  - ・ 日本語教師等の育成指導
- など

# 日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案 (令和5年12月末時点)

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。 ※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は法施行後5年間としている。



# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

# 日本語教育の予算事業： R6 総合局移管予算

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

## (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

- ① 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
  - ・外国人の子供の修学促進事業
  - ・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業 等  
(総合教育政策局国際教育課)
  - ・夜間中学の設置促進・充実  
(初等中等教育局初等中等教育企画課)
- ② 外国人留学生等に対する日本語教育
  - ・専修学校の国際化推進事業  
(総合教育政策局生涯学習推進課)
  - ・留学生就職促進プログラム 等  
(高等教育局参事官(国際担当)付)
- ③ 外国人等である被用者等に対する日本語教育
  - ・介護の日本語学習支援事業
  - ・技能実習生の技能習得に資する日本語教育教材の開発事業
  - ・外国人就労・定着支援事業 等  
(厚生労働省担当課)

- ④ 難民に対する日本語教育
  - ・条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育  
(文化庁国語課)

- ⑤ 地域における日本語教育
  - ・外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業
  - ・「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業
  - ・「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業  
(文化庁国語課)

## (2) 海外における日本語教育の充実

- ① 海外における外国人等に対する日本語教育
  - ・国際交流基金日本語教育事業 等  
(外務省担当課)
- ② 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育
  - ・在外教育施設重点支援プラン 等  
(総合教育政策局国際教育課)
  - ・海外子女教育体制の強化 等  
(外務省担当課)

## (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

- ・「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業
- ・資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上
- ・日本語教育機関認定法の施行事務に必要な経費  
(文化庁国語課)

## (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

- ・日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業
- ・資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上
- ・日本語教育機関認定法の施行事務に必要な経費 等  
(文化庁国語課)

## 4 教育課程の編成に係る指針の策定等

- ・「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業 等  
(文化庁国語課)

## 5 日本語能力の評価

- ・「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業 等  
(文化庁国語課)

## 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

- ・日本語教育に関する調査及び調査研究
- ・日本語教育大会の開催
- ・日本語教育コンテンツ共有化推進事業 (NEWS)  
(文化庁国語課)

## 1 推進体制

- ・日本語教育推進関係者会議の開催 (外務省と事務局)  
(文化庁国語課)

## 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

### 1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

### 2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

### 3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

### 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 1 日本語教育の機会の拡充

#### (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

#### (2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

### 2 国民の理解と関心の増進

### 3 日本語教育の水準の維持向上等

#### (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等

#### (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等

### 4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

### 5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

### 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

## 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

### 1 推進体制

### 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

## 現状・課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年度改訂）等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度創設を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

## 事業内容

※合計予算額（案）には上記のほか審議会経費40百万円を含む

**1 確保 日本語教育の全国展開・学習機会の確保**

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進  
495百万円（600百万円）

- 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
- 令和6年度には58自治体（全体の約9割）まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

②日本語教室空白地域解消の推進強化  
148百万円（153百万円）

- 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業  
24百万円（24百万円）

NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ（特定のニーズ）」に対応した先進的な取組を創出。（障害を有する外国人に対する日本語教育、文字学習中心の日本語教育等）

条約難民等に対する日本語教育（拡充）  
240百万円（128百万円）

- 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
- 改正入管法により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施（条約難民と同様の支援）。

**2 向上等 日本語教育の質の向上**

①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業  
11百万円（14百万円）

令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。  
令和6年度は令和5年度に開発されたモデルの普及（活用促進）を促進。

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業  
241百万円（250百万円）

日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年）及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、

- ・現職日本語教師研修プログラム普及
- ・日本語教師養成・研修推進拠点整備
- ・日本語教師の学び直し・復帰促進

アップデート研修を実施。

③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上（拡充）  
376百万円（191百万円）

日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。

- ・日本語教員試験の実施
- ・日本語教育機関認定法ポータル構築・運用
- ・現職日本語教師への講習実施（経過措置）

④日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費（新規）  
25百万円（-百万円）

日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

⑤日本語教育に関する調査及び調査研究  
17百万円（28百万円）

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施（実態調査、総合的な調査研究）。

### アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

### 短期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

### 中期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

### 長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

# 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額

495百万円  
600百万円）

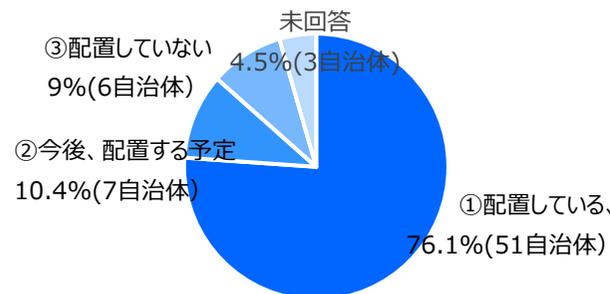


文部科学省

## 背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。  
※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

## 都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年3月）

## 事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 7百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 455百万円（前年度 560百万円）

対象：都道府県・政令指定都市の件数：47件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

### （1）広域での総合的な体制づくり

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

### （2）地域の日本語教育水準の維持向上

- ①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
  - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
  - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）・時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

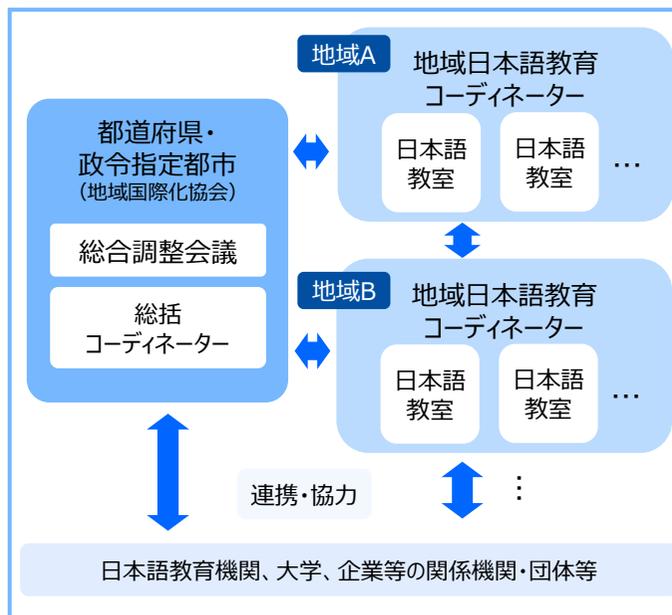
### （3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援 市町村向け間接補助分  
特別交付税措置

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 33百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

## ▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



## アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

## 短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

## 中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

## 長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

# 「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和6年度予算額（案） 148百万円  
（前年度予算額 153百万円）



文部科学省

## 現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は834である（令和4年11月現在）。その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。



空白地域の数の推移

(出典) 文化庁日本語教育実態調査

## 事業内容

### 1 地域日本語教育スタートアッププログラム

- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：21件（前年度：24件）

#### ▼ アドバイザー派遣の支援

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

専門家チームによる  
3年サポート

地方公共団体による取組

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

#### ▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

### 2 ICT教材の開発・提供



#### ▼ 日本語学習サイト

「つながるひろがる にほんごでのくらし」  
(通称：つなひろ)

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 18言語（令和5年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

- 令和6年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

### 3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

#### アウトプット（活動目標）

- 日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- 空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

#### 短期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムによる日本語教室の開設

#### 中期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

#### 長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- 在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

# 「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和6年度予算額（案） 24百万円  
（前年度予算額） 24百万円

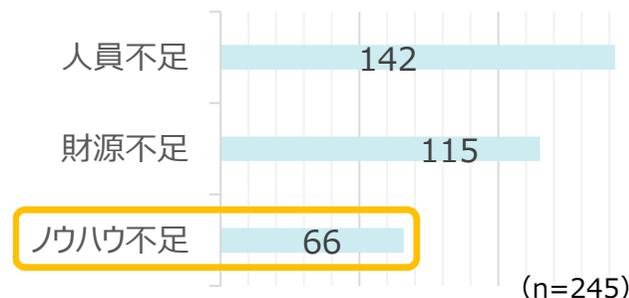


## 現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、「特定のニーズ」）が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について（回答一覧）」（令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議）

## 地域の日本語教育に関する課題



（出典）出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

## 事業内容

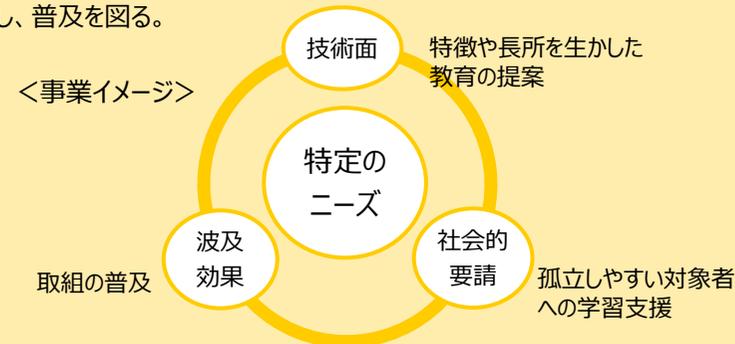
### ◆ 地域日本語教育実践プログラム

件数：8件（前年度：8件）

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

### ▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



### ▼ 想定される取組例

#### ● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

#### ● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

### アウトプット（活動目標）

- ・「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

### 短期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

### 中期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

### 長期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

# 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額

11百万円  
14百万円）



文部科学省

## 現状・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

## 事業内容

### 「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発・普及事業

「参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。（事業期間：令和4～7年度）

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

#### 1. 「参照枠」を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 「参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
- 評価手法・教材等の開発
- 教師研修カリキュラムの開発

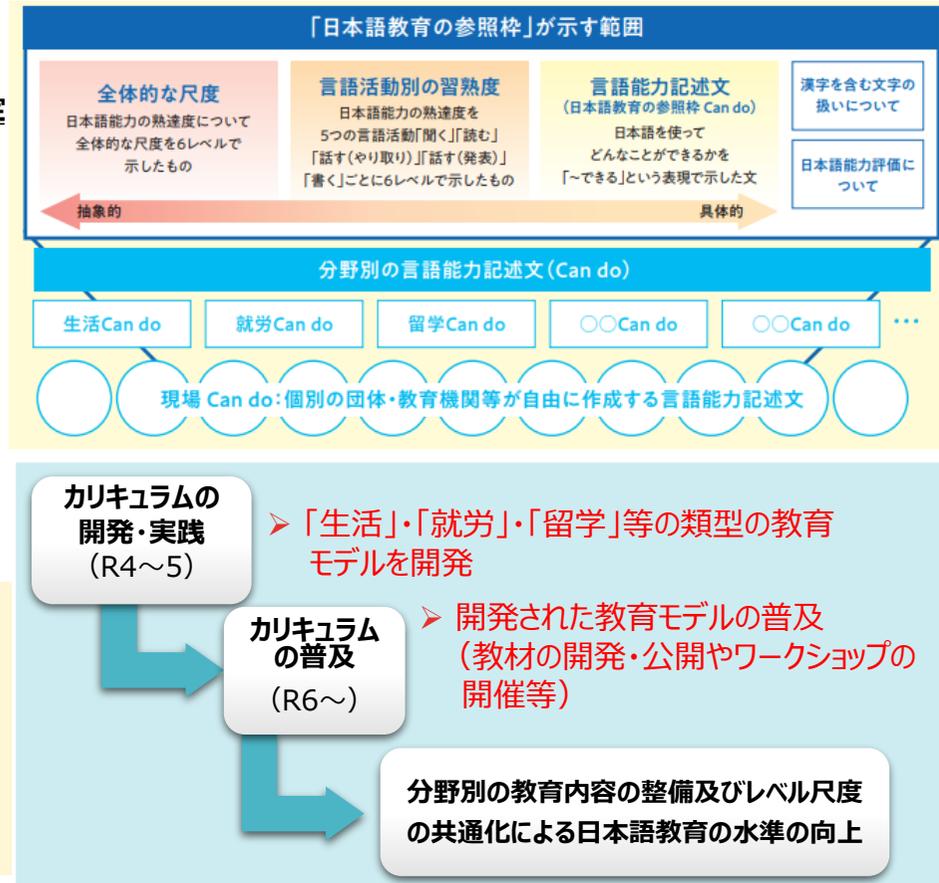
#### 2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及



「日本語教育の参照枠」は、日本語教育を受けるすべての人が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。

日本語を学ぶ方々が国や地域を越えて移動しても、継続的に日本語教育が続けられ、国内外共通の指標で日本語能力を把握できるようにするため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が令和元年から検討を開始し、令和3年10月に国語分科会報告としてまとめられました。



### アウトプット（活動目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・教育実践活動のモデル構築
- ・教育内容に応じた評価手法の開発
- ・教師研修の開発
- ・分野別日本語教育の連携のモデルの開発

### 短期アウトカム（成果目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ・教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ・教育内容に応じた評価手法の改善

### 中期アウトカム（成果目標）

- ・教師研修による教育の質の向上
- ・分野別日本語教育の連携

### 長期アウトカム（成果目標）

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

# 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

241百万円  
250百万円



文部科学省

## 現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は資格取得後のキャリア形成が重要であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）



（文化庁・日本語教育実態調査より）

## 事業内容

### （1）現職日本語教師研修プログラム普及事業

161百万円（170百万円）

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～⑨の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。

#### 【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

#### 【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師（3～10年目）
- ⑧主任日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター

- 実施機関：日本語教師養成専門機関



### （2）日本語教師養成・研修推進拠点整備事業

60百万円（60百万円）

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。

- 対象機関：大学・大学院等専門機関

- 件数・単価：6箇所×約10百万円（令和5年度からの継続事業、5年間）

- ①北海道・東北、②関東・甲信越
- ③中部、④近畿、⑤中国・四国
- ⑥九州・沖縄



### （3）日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業

20百万円（20百万円）

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。



- 件数・単価：1箇所×約20百万円（日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信）

- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関

## アウトプット（活動目標）

- ・全国6箇所の推進拠点（ネットワーク）
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

## 短期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

## 中期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点（自走化）
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

## 長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

# 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額

240百万円  
128百万円）



文部科学省

## 現状・課題

**条約難民**（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を（年約30名）実施。

**第三国定住難民**（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受け入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施（アジア地域から**年2回60名の受け入れ**）（「第三国定住による難民の受け入れの実施について（令和元年閣議了解）」等

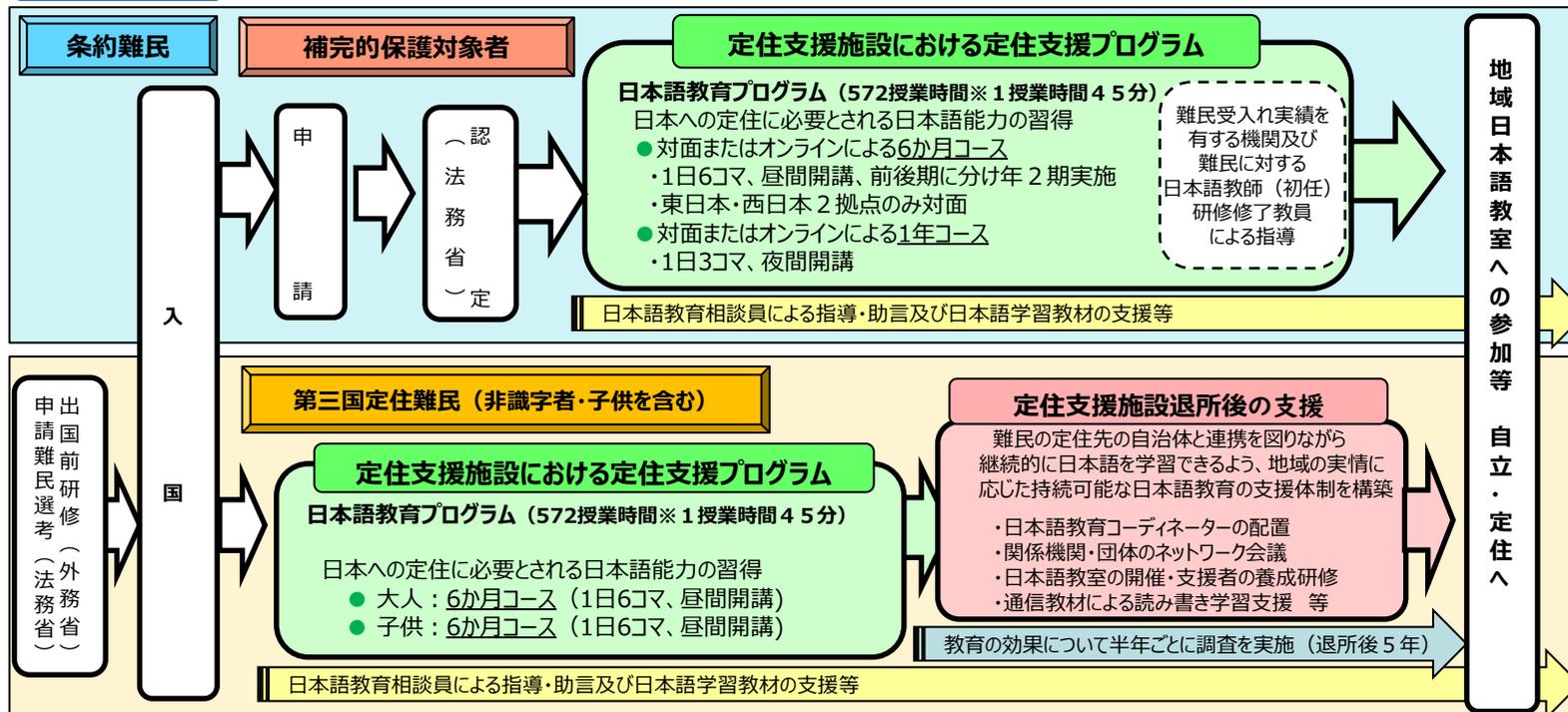
**補完的保護対象者**（※3）については、令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者（紛争等による避難民）を保護するため創設された。条約難民と同等の支援を行う。

（※1）**条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

（※2）**第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

（※3）**補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

## 事業内容



### アウトプット（活動目標）

日本への定住に必要とされる  
B1相当までの日本語能力の習得

### 短期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進  
定住先自治体の負担軽減

### 中期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進  
定住先自治体の負担軽減

### 長期アウトカム（成果目標）

共生社会への実現に寄与

# 資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和6年度予算額（案） 376百万円  
（前年度予算額 191百万円）



令和5年度補正予算額 55百万円

## 現状・課題

在留外国人等が増加し、日本語教育に対するニーズの多様化が進んでいることに伴い、日本語教育の専門的な知識及び技能を有する指導者の不足等が課題となっている。こうした現状をふまえ、一定の基準を満たす日本語教育機関の認定制度や、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う教員の資格制度等を定める「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が令和5年6月に公布され、令和6年4月より施行される。

これを受け、法律に規定される認定日本語教育機関等についての多言語での情報発信、「日本語教員試験」（国家試験）の実施、経過措置期間の経験者講習の実施など、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

## 事業内容

### 1. 日本語教員試験実施業務

予算額（案）：247百万円

日本語教育機関認定法に基づく日本語教員試験（国家試験）を実施する。また、日本語教員試験の実施に向け、試験問題及び試験運営の検証を行う試行試験を1,000名程度の規模で実施する。

### 2. 日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築及び運用・保守業務

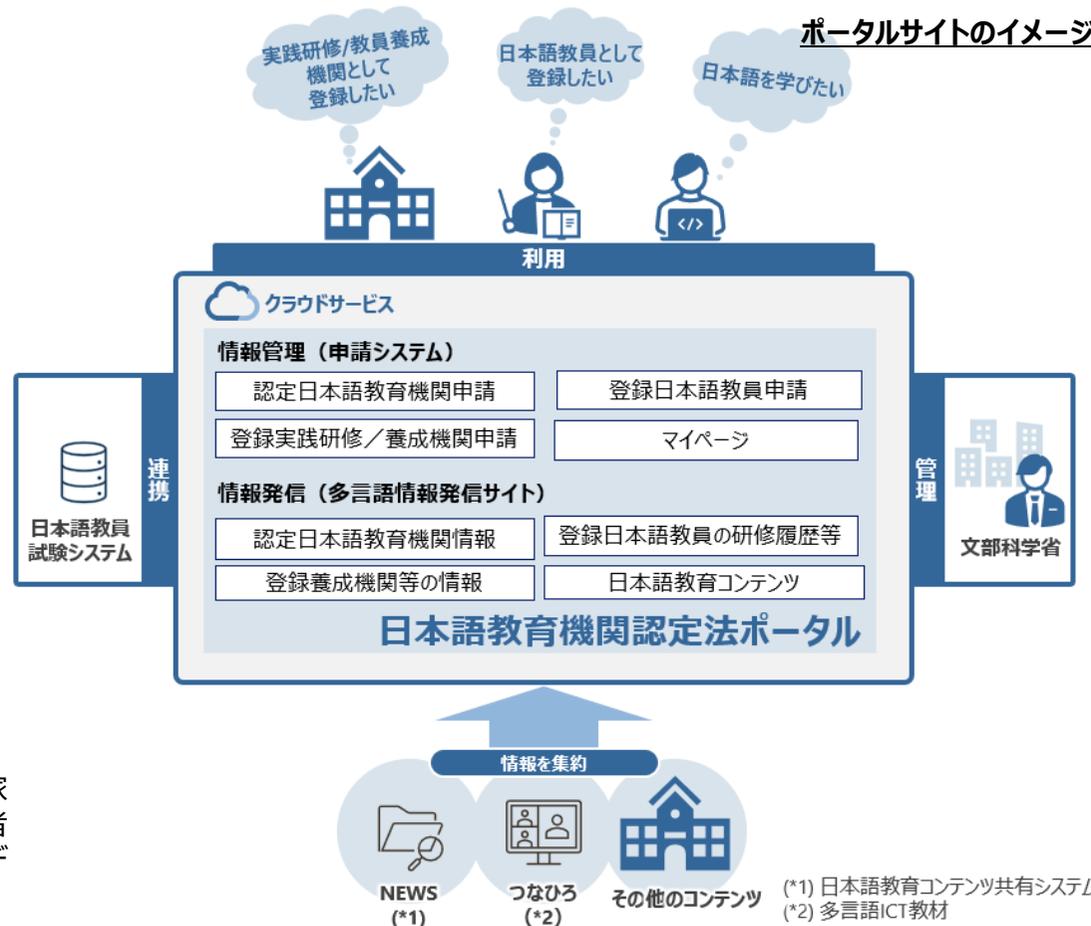
予算額（案）：66百万円

日本語教育機関の認定・日本語教員の登録・実践研修／教員養成機関の登録に係る新規申請・変更等各種手続きの電子申請受付や、日本語教育機関認定法に定められた認定日本語教育機関の多言語での情報公表等を円滑に実施するためのポータルサイトを構築する。認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用促進のため、本ポータルサイトにおいて情報を一元化し、日本語学習希望者や外国人就労者を受けて入れている企業、生活者として受け入れている地方自治体、登録日本語教員を目指す者等、様々な日本語教育関係者への情報発信を行う。

### 3. 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務

予算額（案）：63百万円

登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習を実施する。本講習の修了をもって、国家試験である日本語教員試験の一部または全部が免除される。経過措置期間は5年、対象者は現職日本語教員や大学教員など約1万人程度を想定。講習は、LMS等を活用したオンデマンド型の授業と単元確認テスト、講習修了認定試験等で構成する。



ポータルサイトのイメージ

## アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行に必要な環境の整備

## 短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

## 長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

## 背景・課題

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条の規定に基づき、令和元年9月に設置した「日本語教育推進会議」（関係府省庁の局長級で構成）において関係行政機関相互の調整を行うことにより日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るとともに、この調整を行うに際しては、同年9月に設置した「日本語教育推進関係者会議」（日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者で構成）へ意見を聴く。
- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の公開・運用を行うとともに、登録される日本語教育コンテンツの充実を図る。

○ **日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）（抜粋）**  
（日本語教育推進会議）  
第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。  
2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

## 事業内容

- **日本語教育推進関係者会議の開催**
  - 文部科学省、外務省その他の関係行政機関が日本語教育の推進に係り調整するにあたり、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条第2項の規定に基づき、「日本語教育推進関係者会議」に意見を聴くため、開催するもの。
  - 開始年度：令和元年度から
- **日本語教育コンテンツ共有化推進事業**
  - 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS：Nihongo Education contents Web sharing System）の公開・運用（運用開始：平成25年4月1日）。
  - 開始年度：平成23年度から



**アウトプット（活動目標）**

- ・施策検討における専門的な意見の聴取
- ・各種日本語教育に係る情報の共通システムの記事掲載数の増加

**短期・中期アウトカム（成果目標）**

- ・専門的な知見に基づく適切な施策の検討
- ・各種日本語教育に係る情報の共通システムへのアクセス数の増加

**長期アウトカム（成果目標）**

国民の理解と関心を増進するとともに、適切な知見に基づく施策の実施を通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現